

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の26第2項第1号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 清水 啓子
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】	令和3年5月31日
【提出日】	令和3年6月3日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ネットワンシステムズ株式会社
証券コード	7518
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者）／1】****（1）【提出者の概要】****①【提出者（大量保有者）】**

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー (Marathon Asset Management LLP)
住所又は本店所在地	英国WC2H 9EAロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン 5、オリオン・ハウス (Orion House, 5 Upper St. Martin's Lane, London WC2H 9EA, UK)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成15年11月5日
代表者氏名	ジェイムス・ベネット (James Bennett)
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資一任業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 高橋 和磨
電話番号	03-6889-7000

（2）【保有目的】

長期投資（投資一任契約に基づく顧客の資産運用のため）

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,490,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,490,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 3,490,000		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年5月31日現在）	V 86,000,000
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	4.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	5.13

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし
